

公民館情報

公民館で書き初め大会作品を展示します

1月15日(土)に実施した書き初め大会作品を公民館で巡回展示しますので、ぜひご覧ください。

▼ 場所

各公民館ロビー

▼ 期間

麻生公民館 3月1日(火)～6日(日)

玉造公民館 3月8日(火)～13日(日)

北浦公民館 3月15日(火)～20日(日)

▼ 時間

9:00～17:00

玉造公民館で水墨画を展示します

玉造地区の菊地原 隆芳さんが20年近く描いてきた水墨画を、玉造公民館1階に展示しています。水墨画は普段目にするのが少ないと思いますので、この機会にぜひご鑑賞ください。

▼ 場所

玉造公民館1階

▼ 期間

2月22日(火)～3月31日(木)

※休館日を除く

▼ 時間

9:00～17:00

【問】 麻生公民館 ☎0299-72-1573

北浦公民館 ☎0291-35-3777

玉造公民館 ☎0299-55-0171

歌碑や文学活動の足跡を巡る旅 12

堤 乙音の俚謡

秋と冬のまだ取り引きが
残る梢の柿一つ
所在地：行方市一閑寺境内



2月号に引き続き、一閑寺境内にある、堤乙音の歌碑をご紹介します。

堤乙音は26歳にして、俳句の同志数名と共に都々逸の道を志します。「都々逸」とは、明治初期に翻訳者黒岩涙香が「萬朝報」の中で「俚謡正調」として歌の募集を始めたことに端を発した文芸ですが、乙音は幼いころより考古学・民俗学に深く傾倒し、その研究をライフワークとしていたことから、俚謡の持つ素朴で率直な特徴に共感したようです。

その後「くいな吟社」を結成し、戦後から平成まで長く活躍すると共に普及、指導に勤めました。そのため同社からは、百浦夜蝶や成島とくじなど全国的な作家を始め多くの歌人を輩出しました。

しかし「俚謡」という言葉そのものは「田舎歌・俗謡」と同様に洗練されない歌の名称として扱われ、戦後は使われない言葉となってしまいましたが、その作風は都々逸として今も残っています。

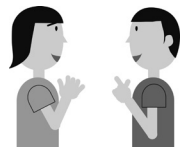
(文責：行方市教育委員会生涯学習課)

※内容については「旅のミニ文学館目録」(行方市教育委員会編) 玉造史叢第27集「私の履歴書」堤一郎著、「続 乙音の俚謡」堤一郎著、日本大百科全書「俚謡の解説」を参考にしています。

【問】 生涯学習課文化・社会教育グループ ☎0291-35-2111

はい、こちら行方市消費生活センター！

お得のはずが…！？エステ・美容医療サービスにご注意を！！



【事例】

SNSで「10万円全身脱毛」という広告を見つけ、無料カウンセリングの予約をした。美容クリニックへ行き、広告で見た10万円の全身脱毛を希望していることを伝えたとこ「広告の施術は効果が低い。キャンペーン中なので今なら効果が高い70万円のレーザー脱毛を60万円にできる」と勧められた。いったん親に相談したいと伝えたが「後日の契約になるとキャンペーン価格は適用されない。ローンを組めるから大丈夫だ」と言われ、断れる雰囲気ではなかったため契約してしまった。まだ学生なのできちんと支払えるか心配だ。解約したい。

【解説】

エステティックサービスや美容医療サービスに関わるトラブルが若い女性を中心に増えてきており、全国の消費生活センターに相談が寄せられています。以下のポイントをおさえておきましょう。

- ① 美容目的の施術は多くの場合、緊急性がありません。「今日契約・施術をすれば割引」などとせかされても、安易にその場で契約しないようにしましょう。
- ② 事前に複数の事業者から十分に情報を集め、比較・検討しておきましょう。
- ③ エステや一部の美容医療サービスの契約は、契約期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える場合、書面を受け取った日を含めて8日間は、クーリング・オフをすることができます。クーリング・オフの期間が過ぎたとしても、契約期間内であれば、決められた金額を支払うことで中途解約することができます。

何か分からないことがあったり、トラブルにあってしまった場合は一人で悩まず、行方市消費生活センターに相談してください。

— まずはお電話を！ —

【問い合わせ】 行方市消費生活センター ☎0291-34-6446